

第16回幕別町・忠類村合併協議会資料

協議第11号	特別職の身分の取扱いについて	1 ページ
協議第14号	合併の期日について	3 ページ
協議第21号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	5 ページ
協議第36号	住民自治充実のための取扱いについて	7 ページ
協議第44号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	8 ページ

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	12 特別職の身分の取扱い	
調整の内容	決定済	再々提案
	<p>1 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</p>	<p>1 1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。</p> <p>2 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p>3 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
常勤の特別職	1 常勤の特別職 特別職の給料 町長 872,000円/月 助役 711,000円/月 収入役 629,000円/月 教育長 629,000円/月 期末手当 支給率 6月期末手当 100分の210 12月期末手当 100分の230 加算率 町長、助役、収入役、教育長 15% 寒冷地手当 一般職の職員の例による 退職手当 北海道市町村職員退職手当組 合の規定による その他の手当 なし	1 常勤の特別職 特別職の給料 村長 800,000円/月 助役 643,000円/月 収入役 助役兼掌 教育長 574,000円/月 期末手当 支給率 6月期末手当 100分の210 12月期末手当 100分の230 加算率 該当なし 寒冷地手当 一般職の職員の例による 退職手当 北海道市町村職員退職手当組 合の規定による その他の手当 なし	1 常勤の特別職 忠類村の常勤の特 別職の身分の取扱い については、2町村の 長が別に協議して定 める。	1 常勤の特別職 <u>1任期に相当する</u> <u>期間に限り、忠類地域</u> <u>を担当する助役を置</u> <u>くものとする。</u> 忠類村の常勤の特 別職の身分の取扱い については、2町村の 長が別に協議して定 める。

「協議第14号 合併の期日について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	2 合併の期日	
調整の内容	決定済	再提案
	合併の期日は、平成18年 <u>1月10日</u> とする。	合併の期日は、平成18年 <u>2月6日</u> とする。

留意事項	調整の具体的内容	
	決定済	再提案
<p>合併の期日については、以下の点を十分考慮し決定する必要がある。</p> <p>1 合併するためには、各町村議会における議決、北海道知事への合併申請書の提出、北海道議会による議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣の官報告示など様々な手続きが定められており、相当の期間を要すること。</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)においては、経過措置により、『平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。』となっていること。</p> <p>3 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響(窓口での住民サービスに支障をきたすことのない電算システムの移行等)、合併に伴い予定される事務事業又は公的行事との関係、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。</p>	<p><u>3</u> 町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。</p> <p>特に、電算システムの統合については、<u>9カ月</u>程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、平成18年<u>1月10日</u>とする。</p>	<p><u>2</u> 町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、<u>忠類地域</u>における町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。</p> <p>特に、電算システムの統合については、<u>10カ月</u>程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、平成18年<u>2月6日</u>とする。</p>
<pre> graph LR A[各町村議会の議決] --> B[知事へ合併申請書の提出] B --> C[総務大臣への届け出 知事の合併決定 道議会による議決] C --> D[総務大臣による合併の告示] D --> E[新町誕生] </pre>		

平成18年

1

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

「協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、<u>現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。</u></p> <p>1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、<u>合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。</u>なお、その定数については、<u>新町において調整する。</u></p>	<p>2町村の農業委員会については、<u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第2項の規定を適用し、新町の農業委員会としてそれぞれ従前のとおり存続する。ただし、平成20年7月に執行される農業委員会委員選挙期日までを目途に、統合にむけて両農業委員会において協議し、調整する。</u></p> <p>なお、1つの農業委員会とする時には、<u>同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとし、その定数については、新町において調整する。</u></p>

5

区分	現況		
	幕別町	忠類村	合計
農業委員現員数	選挙委員 13名 選任委員 7名 ア.農協推薦 3名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 3名 合計 20名	選挙委員 10名 選任委員 4名 ア.農協推薦 1名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 2名 合計 14名	選挙委員 23名 選任委員 11名 ア.農協推薦 4名 イ.共済推薦 2名 ウ.議会推薦 5名 合計 34名
任期	平成17年7月19日	平成17年7月19日	(2町村とも同一)
選挙区数	1選挙区	1選挙区	(2町村とも同一)
総会開催回数	12回/年	12回/年	(2町村とも同一)
区域面積	34,046ha	13,754ha	47,800ha
農地面積	14,668ha	4,149ha	18,817ha
農家戸数	636戸	116戸	752戸
選挙人名簿登録者数	1,964人	329人	2,293人

農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3～6 略

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（二以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

「協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い	
調整の内容	提案済	修正案
	<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p> <p><u>また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。</u></p>	<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p>

「協議第44号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	8 議会議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	<p>1 忠類村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>2 合併後最初に行われる一般選挙については、定数を20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする。</p>

8

区分	現 況					
	幕別町	忠類村	合 計			
議員定数	条例定数	22人	条例定数	10人	条例定数	32人
	現員数	22人	現員数	9人	現員数	31人
	法定定数	26人	法定定数	12人	法定定数	38人
					新町の法定定数	26人
任期	平成15年5月1日 ～平成19年4月30日		平成13年9月10日 ～平成17年9月9日			
選挙人名簿登録者数	20,361人		1,517人		21,878人	
選挙区定数と1票の格差	(定数20人の場合)					
	区 分	幕別町	忠類村	合 計		
	選挙区定数 a	18	2	20		
	H12国調人口 b	24,276	1,804	26,080		
	定数あたり人口(b/a) c	1,348.7	902.0	1,304.0		
1票の格差			1.5			

議会議員の定数及び任期に関する法令

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
 - 1 人口二千未満の町村 12人
 - 2 人口二千以上五千未満の町村 14人
 - 3 人口五千以上一万未満の町村 18人
 - 4 人口一万以上二万未満の町村 22人
 - 5 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 26人
 - 6 人口五万以上十萬未満の市 30人
 - 7 人口十萬以上二十萬未満の市 34人
 - 8 人口二十萬以上三十萬未満の市 38人
 - 9 人口三十萬以上五十萬未満の市 46人
 - 10 人口五十萬以上九十萬未満の市 56人
 - 11 人口九十萬以上の市 人口五十萬を超える数が四十萬を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)
- 3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。
- 4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 ~ 10 略

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 1 ~ 5 略

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 略

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに依じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

先進事例

こうつし 江津市(島根県)

桜江町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き江津市の議会の議員として在任する。

合併後の最初の選挙は、江津市と桜江町を同一選挙区とし、定数は、24人とする。

かかみがはらし 各務原市(岐阜県)

川島町の議会議員については、合併後、川島地区の住民の意見を新市の行政に反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、各務原市の議会議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会議員として在任する。

また、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、合併後、最初に行われる新市の議会議員の一般選挙において、定数を増加し、川島町の区域に選挙区(定数2名)を設ける。

函館市(北海道)

(1) 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き函館市の議会の議員として在任するものとする。

(2) 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される函館市の議会の議員の任期に相当する期間について、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町を区域とする選挙区を設け、函館市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数各1名を函館市の旧定数に加えた数をもって函館市の議会の議員の定数とするものとする。

はんのうし 飯能市(埼玉県)

名栗村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、飯能市の議会の議員の残任期間、飯能市の議会の議員として引き続き在任するものとする。

なお、同法第7条第3項において準用する同法第6条第5項の規定は、適用しないものとする。